

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

5-②(3) 男女共同参画に関する条例の制定

府内市町村において男女共同参画に関する条例が未制定の市町村は、地域特性等を考慮した条例の制定に向けて取り組みを行うこと。また、条例制定について「研究中」や「検討中」としている市町村は、その進捗状況や内容を明らかにすること。

(回答)

(回答不要)

(回答部局課名)